

隠岐広域連合パブリックコメント制度の概要

パブリックコメント制度とは

広域連合が計画や条例などを策定するときに、案の段階で島民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望などを募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、広域連合の考え方もあわせて公表していく一連の手続きを「パブリックコメント制度（政策への島民参加制度）」といいます。

制度の目的

地方分権が進み、地方自治体が自己決定・自己責任の下で、島民の意向や地域の実情に応じた行政を展開していかなければなりません。この「パブリックコメント制度」も島民の意向把握の手法の一つであり、その手続きを定めるものです。

この制度を導入することにより、広域連合としての統一的なルールを確立し、行政運営の透明性の向上を図るとともに、島民の行政への参加機会の拡充を図り「公平公正で開かれた行政」を実現していきます。

定義

- (1) 実施機関は、広域連合長、選挙管理委員会および監査委員です。
- (2) 島民等とは、次のいずれかに該当する方です。
 - ア 広域連合の区域内（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村をいう。以下同じ。）に住所を有する者
 - イ 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 広域連合の区域内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る計画等に利害関係を有すると認められる者
- (3) 公表時期は、基本的な考え方など早い段階で公表するのが適当なもの、中間案を公表するのが適当なものなど、案件により異なるため、実施機関は効果的な公表時期を選び実施するものです。

対象となる計画等

島民生活または事業活動に重大な影響を及ぼすと考えられる政策の策定や改定、条例の制定や改廃のうち、次に該当する案件について実施します。

- (1) 広域連合の基本的な施策に関する計画、指針を定め、または改定するもの
- (2) 島民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要であると認めるもの

※ただし、次の計画等については、この制度の対象としないことができます。

- (1) 法令若しくは条例で別に手続きなどが定められている計画等
- (2) 審議会等がこの要綱に準じた手続きで策定した答申等に基づき、実施機関が策定する計画等
- (3) この制度とは別にアンケート調査など島民の意見を反映する適切な方策を講じて算定する計画等
- (4) 広域連合の内部計画等、性質上この制度に適さないもの
- (5) 迅速性、緊急性を要するもの
- (6) 計画等の内容が軽微なもの
- (7) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定めるもの

個別の案件が、この制度の対象であるか否かは、案件を所管する実施機関がこの制度の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負います。

計画等の案の公表方法

次の方法により、決定前の計画等の案（公表方法等によっては内容を要約したもの）を公表するものとします。なお、(1)(2)については必ず行い(3)から(8)は必要に応じて行うこととします。また、公表に際しては、名称、意見等の募集期間、案の入手方法、計画等を策定する趣旨、目的、背景、必要資料等を島民に分かりやすく公表するよう努めるものとします。

- (1) 広域連合ホームページへの掲載
- (2) 各実施機関における閲覧および配布
- (3) 広域連合広報
- (4) 報道機関への発表
- (5) 新聞による広報
- (6) 説明会、意見交換会等の開催
- (7) アンケートの実施
- (8) その他実施機関が必要と認める方法

意見等の募集

案の公表時に、意見の提出期間、提出方法などを明示します。案を公表してからおおむね30日以上の間を意見募集期間とします。やむをえない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日を下回る意見提出期間を定めることができます。意見の提出方法は、担当課などへの持参、郵送、FAX、電話、電子メール等で、実施機関が定めます。住所・氏名等の記載については、必要に応じ提出された意見等の内容を確認する観点から記載を求めることができることとします。

提出された意見の取扱い

提出された意見などを考慮しながら、最終案を策定するとともに、寄せられた意見及びその意見に対する広域連合の考え方も公表します。公表方法は、案公表時と同様の方法で公表します。また、提出された意見を踏まえて公表した案を修正したときは、その修正内容及び修正理由を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、隠岐広域連合個人情報保護条例に基づき公表しません。寄せられた意見等と、これに対する広域連合の考え方は、類似の意見等をまとめる等、適宜整理して公表しても差し支えないものとします。

施行期日

この制度の要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行します。施行の日以降に実施機関が策定する計画等について適用し、施行の際現に立案の過程にある計画等については適用しません。ただし、実施機関が必要であると認めたときは、この要綱の規程に準じた手続きを実施するものとします。

パブリックコメント制度の流れ

1. 広域連合が計画や条例などの案を作成します

基本的な政策（基本方針、基本計画等）
条例の制定、改廃



2. 案を島民の皆さんに公表します

公表内容

- ・案
- ・案作成の趣旨、目的、背景
- ・案の概要
- ・実施機関の案に対する考え方
- ・その他必要な参考資料

公表場所

- ・広域連合ホームページ
- ・各実施機関における閲覧
- ・広域連合広報
- ・報道機関への発表
- ・新聞による広報
- ・説明会、意見交換会等の開催
- ・アンケートの実施

- ・その他実施機関が必要と認める方法



3. 意見等の募集（公表した日から 30 日以上の間を設けます。※やむをえない理由があるときは、その理由を明らかにして、30 日を下回る期間を定めることがあります。）

提出方法

- ・担当課などへの持参
- ・郵送
- ・FAX
- ・電話
- ・電子メール
- ・その他

記入事項

- ・意見等
- ・氏名または団体名
- ・電話番号



4. 提出された意見等を検討

案に反映できる意見 → 意見に基づき案を修正し公表します

案に反映できない意見 → 反映できない理由を明示し公表します



5. 検討結果の公表（提出された意見等とともに、それに対する広域連合の考え方を公表。）



6. 議会の議決を要するものは、議決を経る



7. 施行、政策決定